



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例……………(人事課)……………6
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……………10
- 大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(地域包括支援課)……………11
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課)……………12
- 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……………12
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……………13
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………(〃)……………31

規則

- 大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……………31
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……………33
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(〃)……………34

訓令

- 大和高田市パブリックコメント手続実施要綱……………(企画広報課)……………35
- 大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱……………(産業振興課)……………37
- 大和高田市ふるさと納税推進業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(企画広報課)……………38

告示

- 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示……………(保育課)……………39
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……………47
- 指定特定相談支援事業者等の指定……………(社会福祉課)……………48
- 大和高田市コミュニティバスきぼう号広報掲載取扱要領を廃止する告示……………(自治振興課)……………48
- 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)等の要領の公表……………(財政課)……………48
- 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の要領の公表……………(〃)……………59
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……………59
- 公示送達……………(介護保険課)……………59
- 公示送達……………(〃)……………60
- 公示送達……………(収納対策室)……………60
- 公示送達……………(〃)……………61

○公示送達	(〃)	61
○公示送達	(〃)	61
○公示送達	(〃)	62
○住民票の職権消除	(市 民 課)	62
○住民票の職権消除	(〃)	62
○大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱	(財 産 管 理 課)	63
公告		
○農用地利用集積計画の縦覧	(産 業 振 興 課)	65
○平成29年度大和高田市公共施設(高压)電力需要に関する条件付き一般競争入札公告	(契 約 監 理 室)	65
○池田地内雨水貯留施設整備工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	68
○池田地内雨水排水施設整備工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	71
○公告第91号の公告内容の一部訂正の公告	(〃)	73
○大和高田市立病院院内滅菌業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(病 院 総 務 課)	74
○六反田池公園深井戸取水設備撤去工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契 約 監 理 室)	77
○松塚地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	80
○有井他地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	82
○田井新町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	85
○片塩中学校受水槽ポンプ改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	88
○大和高田市ふるさと納税推進業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告	(企 画 広 報 課)	90
○公告第91号の公告内容の一部訂正の公告	(契 約 監 理 室)	91
○平成29年度大和高田市職員採用試験の実施	(人 事 課)	91
教育委員会		
○大和高田市立図書館に係る指定管理者の指定	(教 育 総 務 課)	95
○教育委員会12月定例委員会の招集	(〃)	95
選挙管理委員会		
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1数等	(選 挙 管 理 委 員 会)	95
○選挙人名簿抄本閲覧状況の公表	(〃)	96
農業委員会		
○農業委員会1月定例委員会の招集	(農 業 委 員 会)	96
公営事業		
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(水 道 総 務 課)	96
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定	(〃)	97
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定	(〃)	97
○土枝池尻地内管渠工事(9)・給配水管移設工事(G09)に関する条件付き一般競争入札公告	(下 水 道 課)	97
○敷枝大谷地内管渠工事(71)・給配水管移設工事(G71)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	100

公布された条例のあらまし**◇大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例**

1 理由

少子高齢化の影響等により人材確保が困難な状況において、地方公共団体に求められる行政需要の多様化・高度化に対応するため、行政サービスの充実、職員の資質の向上等を目的として、高度な専門性を有する職員やその他の本格的業務を担う者の任期を定めて活用する「任期付職員制度」を創設するものです。

2 内容

○条例案の骨子

- ・第1条 趣旨
- ・第2条～第3条 職員の任期を定めた採用
- ・第4条 短時間勤務職員の任期を定めた採用
- ・第5条～第6条 任期の特例
- ・第7条 特定任期付職員の給与に関する特例
- ・第8条 特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外等
- ・第9条 委任

○附則

- 3 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
- 4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 6 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正
- 7 職員等の旅費に関する条例の一部改正

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業できるよう措置されたこと及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が新たに制定されることに伴い、所要の規定整備を行うものです。

2 内容

- ・育児休業をすることができない職員の範囲に、介護休暇又は部分休業をする職員の代替職員として採用する任期付短時間勤務職員を加えます。(第2条関係)
- ・非常勤職員の子について、1歳6か月到達日後2歳に達する日までの育児休業が特に必要と認められる条件を定めます。(第2条の4関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されたこ

とを受け、引用する条文について所要の改正を行うものです。

2 内容

・地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の基準として、「主任介護支援専門員研修」の修了後5年を経過する日までに、「主任介護支援専門員更新研修」を修了したことを追加します。

(第3条関係)

・平成26年度以前に主任介護支援専門員研修を修了している者が主任介護支援専門員更新研修を修了することについて、経過措置を設けます。(附則第2項から第4項関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正案が閣議決定され、国会での成立が見込まれるため、議員の期末手当の額を改定するものです。

2 内容

・大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第1条関係)
議員の平成29年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。(第5条関係)

(第5条関係)

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.525月	1.525月	0.00月
12月期	1.675月	<u>1.725月</u>	0.05月
計	3.20月	<u>3.25月</u>	0.05月

・大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条関係)
議員の平成30年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。(第5条関係)

○期末手当の支給割合の改定

	改正前	改正後	改定の内容
6月期	1.525月	<u>1.55月</u>	0.025月
12月期	1.725月	<u>1.7月</u>	▲0.025月
計	3.25月	3.25月	0.00月

3 施行期日

- ・第2条の規定 平成30年4月1日
- ・公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用(第1条の規定)

◇特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正案が閣議決定され、国会での成立が見込まれるため、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

・特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

特別職の平成29年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。(第6条関係)

(第6条関係)

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容

6月期	1.55月	1.55月	0.00月
12月期	1.7月	1.75月	0.05月
計	3.25月	3.3月	0.05月

・特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

特別職の平成30年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。(第6条関係)

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.55月	1.575月	0.025月
12月期	1.75月	1.725月	▲0.025月
計	3.3月	3.3月	0.00月

3 施行期日

- ・第2条の規定 平成30年4月1日
- ・公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用(第1条の規定)

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正案が閣議決定され、国会での成立が見込まれるため、本市の一般職の職員の給与等を改定するものです。

2 内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ・全ての給料表について、給料表の引上げを行います。(別表第1から別表第3関係)
- ・平成29年12月期の勤勉手当の支給割合について0.1月分(再任用職員においては0.05月分)引上げを行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.85月	0.85月	0.00月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計0.1月
	勤勉手当	0.85月	0.95月	0.1月	
計		4.3月	4.4月	0.1月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.4月	0.4月	0.00月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.4月	0.45月	0.05月	
計		2.25月	2.3月	0.05月	

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

- ・平成30年6月期以降の勤勉手当の支給割合について、改定を行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.85月	0.9月	0.05月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計▲0.05月
	勤勉手当	0.95月	0.9月	▲0.05月	
計		4.4月	4.4月	0.00月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	計0.025月
	勤勉手当	0.4月	0.425月	0.025月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計▲0.025月
	勤勉手当	0.45月	0.425月	▲0.025月	
計		2.3月	2.3月	0.00月	

3 施行期日

- ・平成30年4月1日（第2条の規定）
- ・公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用（第1条の規定）

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 理由

国家公務員の退職給付の額を民間における給付水準程度まで引き下げることを目的とする国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、本市における退職給付の額を改正するため、所要の規定整備を行うものです。

2 内容

退職手当の基本額を算出する際、その算出基礎となる金額に乗じる割合（官民均衡を図るための調整率）を、100分の87から100分の83.7に引き下げます。

3 施行期日

平成30年1月1日

条 例

条例第17号

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

（1） 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

（2） 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（3） 当該専門的な知識経験を有する職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

（4） 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（1） 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

（2） 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（1） 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）第17条第1項に規定する介護休暇の承認

（2） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあつては5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

（特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外等）

第8条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、第15条、第18条及び第18条の2の規定
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別手当及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、

給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

- 3 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第12条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第2条第3項中「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは「地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第12条の2中「第4条の規定に基づき管理者が指定する職にある職員」とあるのは「大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条から第4条までの規定により職員を採用するための手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「臨時又は非常勤の職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を「第19条の3に規定する職員」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1項中「規定する短時間勤務職員」の次に「又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）第4条の規定により採用された職員」を加え、「任期付育児短時間勤務」を「任期付短時間勤務」に改め、同条第2項及び第4項中「任期付育児短時間勤務」を「任期付短時間勤務」に改める。

第4条の2中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に、「この」を「同項の」に改める。

第8条の2第2項第2号及び第10条第1項中「任期付育児短時間勤務」を「任期付短時間勤務」に改める。

第19条の2及び第19条の3中「任期付育児短時間勤務」を「任期付短時間勤務」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「第2項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29）年条例第17号）第4条」を加える。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「同法第28条の5第1項」に改め、同条第4項中「第18条第1項」の次に「又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平

成29年条例第17号)第4条」を加える。

第4条第2項中「再任用短時間職員」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第4条」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

7 職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

医療職給料表(3)	6級 5級
-----------	-------

」を

「

医療職給料表(3)	6級 5級
特定任期付職員給料表	同表の適用を受ける職員

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- この表において「行政職給料表」「教育職給料表」「医療職給料表」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)第3条第1項の各給料表をいう。
- この表において「特定任期付職員給料表」とは、大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第7条第1項の給料表をいう。

条例第18号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「(いう。)」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第18号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採

用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第18条中「任用」を「任期」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第19号

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であつて、」を加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

条例第20号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「にあつては」を「には」に、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の155」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条例第21号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第22号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	

25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	

75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				

再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	399,900	
	39	227,300	282,400	401,300	
40	229,100	284,400	402,700		

	41	230,800	286,200	404,400
	42	232,500	288,600	405,800
	43	234,100	290,900	407,100
	44	235,700	293,400	408,600
	45	237,200	295,500	410,200
	46	238,600	298,000	411,500
	47	239,900	300,300	413,000
	48	241,100	303,000	414,600
	49	242,600	305,400	416,300
	50	244,100	307,800	417,700
	51	245,300	310,300	419,300
	52	246,800	312,600	420,800
	53	248,000	314,900	422,500
	54	249,200	317,100	424,000
	55	250,600	319,200	425,600
	56	251,700	321,400	427,200
	57	253,000	323,500	428,700
	58	254,100	325,600	430,200
	59	255,200	327,700	431,400
	60	256,400	329,700	432,600
	61	257,700	331,800	433,800
	62	259,000	333,900	435,100
	63	260,400	336,100	436,400
	64	261,500	338,300	437,600
	65	262,800	340,100	438,800
	66	264,300	342,300	440,000
	67	265,800	344,300	441,200
	68	267,500	346,500	442,400
	69	269,000	348,300	443,600
	70	270,400	350,200	444,800
	71	271,800	352,300	446,000
	72	273,200	354,300	447,200
	73	274,300	355,900	448,300
	74	275,700	357,800	448,900
	75	277,100	359,600	449,400
	76	278,300	361,500	449,900
	77	279,600	363,400	450,400
	78	280,800	365,100	
	79	282,000	366,800	
	80	283,200	368,400	
	81	284,300	369,900	
	82	285,500	371,400	
	83	286,700	372,900	
	84	287,900	374,300	
	85	289,000	375,400	
	86	290,100	376,800	
	87	291,100	378,200	
	88	292,300	379,500	
	89	293,400	380,800	
	90	294,500	382,100	
	91	295,700	383,300	

	92	296,900	384,600	
	93	297,500	385,900	
	94	298,500	387,000	
	95	299,600	388,300	
	96	300,800	389,500	
	97	301,800	390,900	
	98	302,900	391,900	
	99	303,900	393,000	
	100	305,000	394,000	
	101	305,900	394,900	
	102	307,000	395,900	
	103	308,100	397,000	
	104	309,100	398,100	
	105	309,700	398,800	
	106	310,600	399,700	
	107	311,400	400,600	
	108	312,200	401,500	
	109	313,100	402,300	
	110	313,500	403,200	
	111	313,900	404,000	
	112	314,400	404,800	
	113	315,000	405,400	
	114	315,400	406,100	
	115	315,900	406,800	
	116	316,400	407,500	
	117	317,000	408,100	
	118	317,500	408,600	
	119	317,900	409,000	
	120	318,400	409,400	
	121	318,900	409,800	
	122	319,300	410,100	
	123	319,800	410,400	
	124	320,300	410,600	
	125	320,900	410,800	
	126	321,200	411,100	
	127	321,500	411,400	
	128	321,800	411,600	
	129	322,000	411,800	
	130	322,300	412,100	
	131	322,600	412,400	
	132	322,900	412,600	
	133	323,100	412,800	
	134	323,300	413,100	
	135	323,500	413,400	
	136	323,800	413,600	
	137	324,100	413,800	
	138	324,300	414,100	
	139	324,600	414,400	
	140	324,900	414,600	
	141	325,100	414,800	
	142	325,300	415,100	

	143	325,600	415,400		
	144	325,800	415,600		
	145	326,100	415,800		
	146	326,300			
	147	326,600			
	148	326,900			
	149	327,100			
	150	327,300			
	151	327,600			
	152	327,900			
	153	328,100			
再任用職員		233,600	273,900	330,700	414,800

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	156,300	172,200	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	354,100	443,400
30	211,600	232,300	355,900	444,200	

		31	213,300	235,000	357,600	445,000
		32	215,000	237,700	359,500	445,900
		33	216,500	240,300	361,000	446,800
		34	218,200	243,100	362,700	447,300
		35	219,900	245,700	364,200	447,800
		36	221,600	248,400	366,000	448,300
		37	223,100	250,900	367,900	448,800
		38	224,800	253,400	369,400	
		39	226,500	255,900	370,800	
		40	228,200	258,200	372,400	
		41	229,800	260,900	373,500	
		42	231,500	263,300	374,900	
		43	233,100	265,500	376,300	
		44	234,700	267,700	377,800	
		45	236,400	269,800	379,300	
		46	237,900	272,000	380,900	
		47	239,200	274,200	382,500	
		48	240,600	276,200	384,000	
		49	242,000	278,500	385,400	
		50	243,400	280,500	386,900	
		51	244,900	282,400	388,400	
		52	246,100	284,400	389,800	
		53	247,200	286,200	391,000	
		54	248,600	288,600	392,300	
		55	249,800	290,900	393,400	
		56	251,000	293,400	394,500	
		57	252,200	295,500	395,900	
		58	253,400	298,000	397,100	
		59	254,500	300,300	398,300	
		60	255,700	303,000	399,600	
		61	257,100	305,400	400,800	
		62	258,300	307,800	401,800	
		63	259,500	310,300	403,200	
		64	260,400	312,600	404,500	
		65	261,400	314,900	405,700	
		66	262,800	317,100	406,800	
		67	264,200	319,200	408,000	
		68	265,700	321,400	409,100	
		69	267,300	323,500	410,100	
		70	268,800	325,600	411,300	
		71	270,300	327,800	412,500	
		72	271,700	329,800	413,700	
		73	272,700	331,900	414,300	
		74	273,900	334,000	415,100	
		75	275,200	336,200	415,800	
		76	276,400	338,400	416,300	
		77	277,700	340,100	416,600	
		78	278,800	342,000	417,000	
		79	280,000	343,700	417,400	
		80	281,200	345,500	417,800	
		81	282,400	347,300	418,100	

		82	283,300	349,100	418,500	
		83	284,500	350,600	418,900	
		84	285,700	352,400	419,200	
		85	286,700	353,600	419,500	
		86	287,600	355,200	419,900	
		87	288,300	356,700	420,300	
		88	289,300	358,200	420,600	
		89	290,300	359,600	420,900	
		90	291,200	360,900	421,200	
		91	292,100	362,300	421,500	
		92	293,000	363,700	421,700	
		93	293,300	365,200	421,900	
		94	294,000	366,500		
		95	294,700	367,800		
		96	295,500	369,000		
		97	296,300	370,000		
		98	297,100	371,000		
		99	297,900	372,000		
		100	298,600	373,000		
		101	299,500	373,900		
		102	300,000	374,900		
		103	300,500	375,900		
		104	301,000	376,900		
		105	301,200	377,700		
		106	301,600	378,600		
		107	301,900	379,500		
		108	302,100	380,500		
		109	302,300	381,300		
		110	302,500	382,300		
		111	302,800	383,300		
		112	303,100	384,300		
		113	303,300	384,900		
		114	303,500	385,800		
		115	303,700	386,700		
		116	304,000	387,600		
		117	304,300	388,400		
		118	304,600	389,100		
		119	304,900	389,900		
		120	305,200	390,700		
		121	305,300	391,300		
		122	305,500	392,100		
		123	305,800	392,800		
		124	306,100	393,500		
		125	306,300	394,100		
		126		394,800		
		127		395,300		
		128		395,900		
		129		396,600		
		130		397,200		
		131		397,700		
		132		398,200		

	133		398,500		
	134		398,800		
	135		399,100		
	136		399,400		
	137		399,700		
	138		400,000		
	139		400,300		
	140		400,600		
	141		400,900		
	142		401,200		
	143		401,500		
	144		401,800		
	145		402,000		
	146		402,300		
	147		402,600		
	148		402,800		
	149		403,000		
	150		403,300		
	151		403,600		
	152		403,800		
	153		404,000		
	154		404,300		
	155		404,600		
	156		404,800		
	157		405,000		
再任用職員		224,800	270,700	324,000	404,800

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800	

	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	
	49	380,900	449,900	503,500	557,100	
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	
	51	382,900	453,400	506,100	558,900	
	52	383,800	455,200	507,400	559,800	
	53	384,700	457,100	508,500	560,600	
	54	385,600	458,300	509,800	561,500	
	55	386,300	459,500	511,100	562,400	
	56	387,200	460,700	512,400	563,300	
	57	388,000	461,900	513,400	564,200	
	58	388,900	462,900	514,200	565,100	
	59	389,700	463,900	515,000	566,000	
	60	390,500	464,900	515,800	566,700	
	61	391,100	465,700	516,700	567,600	
	62	391,600	466,400	517,500	568,500	

	63	392,000	467,100	518,400	569,400	
	64	392,500	467,800	519,200	570,300	
	65	392,800	468,500	520,100	571,200	
	66		469,200	521,000		
	67		469,900	521,700		
	68		470,600	522,600		
	69		470,900	523,500		
	70		471,600	524,300		
	71		472,300	525,200		
	72		473,000	526,100		
	73		473,400	526,900		
	74		474,000	527,800		
	75		474,700	528,700		
	76		475,400	529,400		
	77		475,800	530,200		
	78		476,400	531,100		
	79		477,000	532,000		
	80		477,500	532,900		
	81		478,100	533,700		
	82		478,600	534,600		
	83		479,100	535,500		
	84		479,600	536,400		
	85		480,000	537,200		
	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800

7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	

58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900		
87		289,300	325,200	346,200		
88		289,500	325,600	346,500		
89		289,900	326,000	346,900		
90		290,100	326,400	347,200		
91		290,300	326,800	347,600		
92		290,500	327,200	347,900		
93		290,900	327,500	348,300		
94		291,100	327,700	348,600		
95		291,300	328,100	348,900		
96		291,600	328,400	349,200		
97		292,000	328,600	349,500		
98		292,300	328,900	349,900		
99		292,500	329,200	350,300		
100		292,800	329,500	350,700		
101		293,100	329,700	351,200		
102		293,300	330,000	351,600		
103		293,500	330,400	352,000		
104		293,800	330,600	352,400		
105		294,100	330,700	352,900		
106			331,000			
107			331,400			
108			331,600			

	109			331,800				
	110			332,200				
	111			332,600				
	112			333,000				
	113			333,200				
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	

37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	

	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
	94	281,400	314,600	348,000	366,000	
	95	282,300	315,300	348,700	366,400	
	96	283,300	315,900	349,300	366,700	
	97	284,000	316,600	349,700	367,300	
	98	284,800	316,900	350,100	367,800	
	99	285,400	317,500	350,600	368,300	
	100	286,300	318,200	351,000	368,800	
	101	287,100	318,600	351,500	369,400	
	102	287,900	319,200	351,900	369,900	
	103	288,700	319,800	352,400	370,400	
	104	289,500	320,400	352,800	370,800	
	105	290,200	320,800	353,100	371,400	
	106	290,700	321,300	353,600	371,900	
	107	291,200	321,800	354,000	372,400	
	108	291,700	322,300	354,300	372,900	
	109	291,900	322,700	354,800	373,500	
	110	292,200	323,100	355,300	373,900	
	111	292,400	323,400	355,800	374,400	
	112	292,800	323,700	356,300	374,900	
	113	293,100	324,100	356,800	375,500	
	114	293,300	324,500	357,300		
	115	293,700	324,900	357,800		
	116	294,000	325,200	358,200		
	117	294,300	325,400	358,600		
	118	294,600	325,700	359,000		
	119	294,900	326,100	359,500		
	120	295,300	326,300	360,000		
	121	295,600	326,500	360,400		
	122	296,000	326,800	360,900		
	123	296,300	327,100	361,400		
	124	296,700	327,400	361,900		
	125	296,900	327,600	362,200		
	126	297,100	327,900			
	127	297,400	328,300			
	128	297,800	328,500			
	129	298,000	328,600			
	130	298,300	328,900			
	131	298,700	329,300			
	132	299,100	329,500			
	133	299,300	329,800			
	134	299,600	330,200			
	135	300,000	330,600			
	136	300,300	331,000			
	137	300,500	331,300			
	138	300,800	331,700			

	139	301,200	332,100				
	140	301,500	332,500				
	141	301,700	332,800				
	142	302,100	333,200				
	143	302,500	333,500				
	144	302,800	333,900				
	145	302,900	334,200				
	146	303,200	334,600				
	147	303,500	335,000				
	148	303,900	335,400				
	149	304,100	335,700				
	150	304,300	336,100				
	151	304,600	336,500				
	152	304,900	336,900				
	153	305,300	337,200				
	154	305,500					
	155	305,700					
	156	306,000					
	157	306,300					
	158	306,600					
	159	306,900					
	160	307,200					
	161	307,600					
	162	307,900					
	163	308,200					
	164	308,500					
	165	308,900					
	166	309,200					
	167	309,500					
	168	309,800					
	169	310,200					
再任用 職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例（平成18年条例第7号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項まで及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第30号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第7項から第9項まで及び平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

条例第23号

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

規 則

規則第32号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月4日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

（表）

別記様式（第8条関係）

妊 婦 健 康 診 査 費 用 請 求 書

年 月 日

大和高田市長 殿

金 _____ 円

妊婦健康診査受診に要した費用の補助金として、上記のとおり請求します。

受診者 住 所
(フリガナ)
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号 (_____)

振込先

金 融 機 関 名			預 金 種 目	口 座 番 号				
銀行 農協 信金	本店 支店 出張所		普通 当座 その他 ()					
	店 番		フリガナ					
			口座名義人					

※ 振込先が受診者名義の口座でない場合は、委任状を提出してください。

【医療機関等証明欄】 太枠内の内容について医療機関等の証明を受けてください。

受診回数	受診年月日	妊婦健康診査費用 (保険適用分を除く。)	決定額 ※市記載欄
第1回目	年 月 日	円	円
第2回目	年 月 日	円	円
第3回目	年 月 日	円	円
第4回目	年 月 日	円	円
第5回目	年 月 日	円	円
第6回目	年 月 日	円	円
第7回目	年 月 日	円	円
第8回目	年 月 日	円	円
第9回目	年 月 日	円	円
第10回目	年 月 日	円	円
第11回目	年 月 日	円	円
第12回目	年 月 日	円	円
第13回目	年 月 日	円	円
第14回目	年 月 日	円	円
上記のとおり、妊婦健康診査を実施したことを証明します。 年 月 日 医療機関等の 所在地 名 称 代表者名 電話番号 印			合計 _____円

(裏)

委任状

私 _____ は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け請求の妊婦健康診査費用に係る補助金の受領について、（続柄 _____ ） _____ に委任します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

大和高田市長 殿

住所 大和高田市

氏名

印

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の大和高田市妊婦健康診査実施規則別記様式による妊婦健康診査費用請求書は、この規則による改正後の大和高田市妊婦健康診査実施規則別記様式による妊婦健康診査費用請求書とみなす。

規則第34号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第3号ア（ウ）」を「第2条第4号ア（ウ）」に改める。

第2条の3第2号中「規定する当該子を養育している当該子の親」の次に「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（条例第2条の4第2号の規則で定める場合）

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第3条の2第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

第7条の3第2号中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「別に規則」を「規則」に改める。

第13条の見出し中「育児短時間」の次に「勤務」を加える。

様式第2号中

「（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入）」

を

「（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）」

に、

「2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、大和高田市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。」

を

「2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、大和高田市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。」

に、

「5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。」

を

「5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第35号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の170」を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の85」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

訓令

訓令第9号

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱を次のように定める。

平成29年12月1日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱

（目的）

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な計画等の形成過程における市民等の市政への参画の機会を確保するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） パブリックコメント手続 次号に規定する計画等を策定若しくは改定又は制定（以下「策定等」という。）する過程において、その案の段階において趣旨、目的、内容等を公表し、第3号に規定する市民等から広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

（2） 計画等 次に掲げる市の基本的な計画等をいう。

ア 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画

イ 市の基本的な方針を定める憲章、宣言等

ウ 市の基本的な方針若しくは制度を定める条例又は次号に規定する市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例

エ アからウまでに掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施することが必要と認められるもの

（3） 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（適用除外）

第3条 市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しない。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により条例の制定又は改廃の請求が行われる場合

（2） 地方税の賦課徴収、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する計画等の策定等を行う場合

（3） 法令等に基づきパブリックコメント手続と同様の手続が行われる場合

（4） 迅速若しくは緊急を要する又は軽微であると認められる場合

（5） 市長の裁量の余地がないと認められる場合

（6） 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準ずる機関がこの訓令に類する手続を経て策定等した答申等の内容に沿って計画等の策定等を行う場合（計画等の案の公表等）

第4条 市長は、計画等の策定等について意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するもの

とする。

- (1) 計画等の案の概要
- (2) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画等の案に対する市民等の理解を促すと考えられる資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市長が指定する場所における閲覧又は配布
- (3) その他市長が適当と認める方法

4 前項の規定によるほか、必要に応じて市の広報誌への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第5条 市長は、計画等の案の公表の日から起算して20日以上期間を設けて、意見の提出を受けなければならない。この場合において、市長は、公表の際に当該意見の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を20日未満とすることができる。

3 意見の提出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市長が適当と認める方法

4 市長は、意見を提出しようとする市民等に対し、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）その他必要な事項の明記を求めるものとする。

(意見の取扱い)

第6条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により計画等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 計画等の案を修正したときは、その修正内容及び理由

3 市長は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表できるものとする。

4 市長は、提出された意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除いて公表することができる。

5 意見を提出した者の氏名その他の個人に関する情報は、公表しない。ただし、計画等の案の公表の際に当該情報を公表することをあらかじめ明示しているときは、この限りでない。

6 第4条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。この場合において、当該公表の期間は、1年とする。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に意思決定をする計画等について適用する。ただし、この訓令の施行前において現に意思決定をしようとする計画等については、この訓令に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(準備行為)

3 この訓令の施行に関し必要な行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

訓令第9号の2

大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月1日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第14条の4及び第14条の5の規定に基づく青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定、変更等について公平かつ客観的に判断するため、大和高田市青年等就農計画認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 就農計画及びその変更に係る認定に関する事項
- (2) 就農計画に係る認定の取消しに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 奈良県農業協同組合新庄営農経済センター所長
- (2) 奈良県中部農林振興事務所長
- (3) 大和高田市市民部長
- (4) 大和高田市農業委員会会長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 会長は、市民部長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(説明及び意見聴取)

第5条 審査会は、第2条に規定する事項について審査するため、就農計画を提出した者に対し、当該計画の内容その他必要な事項について説明させるものとする。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、関係機関の職員等から意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、市民部まちづくり振興室産業振興課に置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第10号

大和高田市ふるさと納税推進業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市ふるさと納税推進業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市ふるさと納税推進業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市ふるさと納税業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等の内容の審査及び評価に関する事項
- (3) 受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 財務部長
- (3) 市民部長
- (4) 企画広報課長
- (5) 財政課長
- (6) 税務課長
- (7) 産業振興課長

2 前項に規定する委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。

3 副委員長は、財務部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部企画広報課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第125号の2

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年10月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱(平成27年告示第146号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

支 給 認 定 証

認 定 区 分	
保 育 の 事 由	

及 び 必 要 量			
支 給 認 定 証 番 号			
有 効 期 間			
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
保 護 者	氏 名		
	居 住 地		
	生 年 月 日		
変 更 事 項			

年 月 日

大和高田市長 印

様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

支給認定申請却下通知書

様

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請については、次の理由で却下しますので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第7号から様式第10号までを次のように改める。

様式第7号(第2条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

支給認定取消通知書

様

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、下記のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定を取り消しましたので通知します。また、支給認定証の交付を受けている場合、既に返還済みの場合を除き、下記期限までに支給認定証を返還してください。

児童の氏名 及び生年月日	
取消しとなった年月日	
取消しとなった理由	
支給認定証の 返還先	
支給認定証の 返還期限	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号の2(第2条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

支給認定通知書

様

申請のありました支給認定の内容について、次のとおり決定したので通知します。
 支給認定証を希望する方は別途申請書を提出してください。

認 定 区 分			
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量			
支 給 認 定 番 号			
有 効 期 間			
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
保 護 者	氏 名		
	居 住 地		
	生 年 月 日		
変 更 事 項			

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第3条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

利用承諾通知書

様

申込みのありました施設の利用について次のとおり承諾します。

利用する児童の 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
保育の実施期間	
保育料の月額 及び納付方法	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第3条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

入所(園)保留通知書

様

申込みのありました施設への入所(園)については、次の理由により保留となりましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
保留となった理由	
保留の有効期限	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第3条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

実施解除通知書

様

次の児童について、教育・保育の実施を解除することとなりましたので、通知します。

利用する児童の氏名及び生年月日	
利用する保育所の名称及び所在地	
保育の実施の解除の年月日	
保育の実施の解除の理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号から様式第14号までを次のように改める。

様式第12号(第4条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料について以下のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日			
所得階層		所得調定額	

決 定 額	
-------	--

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号(第4条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市市長 印

利用承諾通知書兼保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関		
口座種別	口座番号	
口座名義人		

様

申込みのありました施設の利用について次のとおり承諾します。

また、保育料について以下のとおり決定しましたので通知します。

利用する児童の氏名及び生年月日	
利用する施設の名称及び所在地	
保育の実施期間	
保育料の月額及び納付方法	

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過

すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号(第4条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

保育料変更通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料について以下のとおり変更しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

4月から8月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

9月から3月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以

内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第140号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年11月1日	1									
平成29年11月2日	2									
平成29年11月7日			1							
平成29年11月10日					1					
平成29年11月14日	2	2								
平成29年11月15日	3	2	1							
平成29年11月16日		2								
平成29年11月21日	3	1								
平成29年11月22日		1								
平成29年11月28日	3									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年11月1日	道路	大和高田市旭北町地内	1	
平成29年11月20日	道路	大和高田市東中1丁目地内	1	
平成29年11月24日	道路	大和高田市大字田井地内	3	
平成29年11月27日	河川	大和高田市曾大根2丁目地内	1	
平成29年11月28日	道路	大和高田市大字大中地内	1	
平成29年11月28日	公園	大和高田市西三倉堂2丁目地内	1	
平成29年11月29日	道路	大和高田市大字築山地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後4時

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。

総額は、1,000円を限度とする。

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成29年12月1日

大和高田市長 吉田誠克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人 福寿草 大和高田市永和町15番9号
指定等に係る事業所の名称及び所在地	指定特定相談支援事業所 福寿 大和高田市永和町15番9号
指定等の年月日	平成29年12月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業所番号	2930800202

告示第142号

大和高田市コミュニティバスきぼう号広報掲載取扱要領を廃止する告示を次のように定める。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市コミュニティバスきぼう号広報掲載取扱要領を廃止する告示

大和高田市コミュニティバスきぼう号広告掲載取扱要領(平成22年告示第154号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第143号

平成29年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
- 2 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成29年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）
- 9 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）
- 11 平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 平成29年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,373,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,947,497	208,368	7,155,865
	1. 地方交付税	6,947,497	208,368	7,155,865
13. 国庫支出金		4,169,919	265,453	4,435,372
	1. 国庫負担金	3,881,793	250,000	4,131,793
	2. 国庫補助金	264,146	14,902	279,048
	3. 国庫委託金	23,980	551	24,531
14. 県支出金		1,510,101	17,462	1,527,563
	1. 県負担金	1,104,348	12,612	1,116,960
	2. 県補助金	286,912	4,850	291,762
16. 寄附金		121	801	922
	1. 寄附金	121	801	922
17. 繰入金		1	57,500	57,501
	1. 基金繰入金	1	57,500	57,501

19. 諸収入		232,640	16,516	249,156
	4. 雑入	217,970	16,516	234,486
20. 市債		1,442,900	191,800	1,634,700
	1. 市債	1,442,900	191,800	1,634,700
補正されなかった科目に係る額		9,311,971	0	9,311,971
歳入合計		23,615,150	757,900	24,373,050

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		235,685	1,364	237,049
	1. 議会費	235,685	1,364	237,049
2. 総務費		2,132,580	237,114	2,369,694
	1. 総務管理費	1,607,338	260,361	1,867,699
	2. 徴税費	307,408	△21,365	286,043
	3. 戸籍住民基本台帳費	124,193	2,310	126,503
	4. 選挙費	51,951	△1,221	50,730
	5. 統計調査費	12,747	△250	12,497
	6. 監査委員費	28,943	△2,721	26,222
3. 民生費		10,576,751	487,549	11,064,300
	1. 社会福祉費	4,895,121	161,190	5,056,311
	2. 児童福祉費	2,998,234	13,092	3,011,326
	3. 生活保護費	2,683,092	313,267	2,996,359
4. 衛生費		2,888,861	△16,027	2,872,834
	1. 保健衛生費	1,035,871	△4,025	1,031,846
	2. 清掃費	1,852,990	△12,002	1,840,988
6. 農林水産業費		130,976	△2,336	128,640
	1. 農業費	130,976	△2,336	128,640
7. 商工費		105,160	1,381	106,541
	1. 商工費	105,160	1,381	106,541
8. 土木費		1,718,202	30,771	1,748,973
	1. 土木管理費	123,511	4,278	127,789
	2. 道路橋りょう費	168,184	150	168,334
	3. 河川費	91,101	33,000	124,101
	4. 都市計画費	1,149,359	3,442	1,152,801
	5. 住宅費	186,047	△10,099	175,948
10. 教育費		2,453,140	18,084	2,471,224
	1. 教育総務費	430,051	△3,350	426,701
	2. 小学校費	272,240	△700	271,540
	3. 中学校費	197,988	9,036	207,024
	4. 高等学校費	401,602	13,780	415,382
	5. 幼稚園費	204,404	△7,703	196,701
	6. 社会教育費	428,633	2,731	431,364
	7. 保健体育費	518,222	4,290	522,512
補正されなかった科目に係る額		3,373,795	0	3,373,795
歳出合計		23,615,150	757,900	24,373,050

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
----	----	-----

ふるさと納税推進業務	平成31年3月末まで	ふるさと納税推進業務に係る経費
姉妹都市交流55周年記念事業	平成30年6月末まで	1人当たりの旅費375千円に参加する人数を乗じて得た額
市営斎場火葬業務等	平成31年3月末まで	9,400千円と消費税等に相当する額
市営斎場受付業務	平成31年3月末まで	1日当たり11千円と消費税等に相当する額に業務に要した日数を乗じて得た額
高田千本桜に伴う周辺道路等整備業務	平成30年4月末まで	1時間当たり1,700円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
図書館指定管理料	平成35年3月末まで	213,565千円と消費税等に相当する額
文化会館の自主事業に係る経費	平成30年6月末まで	3,900千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
庁舎建設事業	171,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	171,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川応急対策事業	千円 4,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えするこ	千円 4,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えするこ

				とができる。				とができる。
河川改良事業	39,600	〃	〃	〃	59,400	〃	〃	〃

平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,746,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		505,864	1,340	507,204
	2. 県補助金	423,843	1,340	425,183
7. 繰入金		627,098	5,559	632,657
	1. 一般会計繰入金	627,097	5,559	632,656
補正されなかった科目に係る額		8,606,838	0	8,606,838
歳入合計		9,739,800	6,899	9,746,699

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		103,770	6,899	110,669
	1. 総務管理費	85,712	4,867	90,579
	2. 徴税費	17,608	2,032	19,640
補正されなかった科目に係る額		9,636,030	0	9,636,030
歳出合計		9,739,800	6,899	9,746,699

平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		5,891	300	6,191
	3. 一般会計繰入金	0	300	300
補正されなかった科目に係る額		129,909	0	129,909

歳入合計		135,800	300	136,100
(歳出) (単位:千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		68,202	300	68,502
	1. 施設管理費	67,963	300	68,263
補正されなかった科目に係る額		67,598	0	67,598
歳出合計		135,800	300	136,100

平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,544,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,495,359	980	1,496,339
	2. 国庫補助金	444,609	980	445,589
7. 繰入金		967,637	△2,329	965,308
	1. 一般会計繰入金	935,220	△2,329	932,891
補正されなかった科目に係る額		4,082,806	0	4,082,806
歳入合計		6,545,802	△1,349	6,544,453

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		125,598	2,571	128,169
	1. 総務管理費	75,785	1,869	77,654
	3. 介護認定審査会費	45,586	702	46,288
3. 地域支援事業費		355,371	△3,920	351,451
	2. 包括的支援事業・任意事業費	130,120	△3,920	126,200
補正されなかった科目に係る額		6,064,833	0	6,064,833
歳出合計		6,545,802	△1,349	6,544,453

平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,639千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		244,036	△3,639	240,397
	1. 一般会計繰入金	244,036	△3,639	240,397
補正されなかった科目に係る額		522,765	0	522,765
歳入合計		766,801	△3,639	763,162

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		38,482	△3,639	34,843
	1. 総務管理費	37,194	△3,639	33,555
補正されなかった科目に係る額		728,319	0	728,319
歳出合計		766,801	△3,639	763,162

平成29年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,730,494千円	△10,510千円	1,719,984千円
第1項 営業費用	1,660,750千円	△10,510千円	1,650,240千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「377,754千円」を「378,654千円」に、「建設改良積立金 61,411千円」を「建設改良積立金 62,311千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	713,916千円	900千円	714,816千円
第1項 建設改良費	537,817千円	900千円	538,717千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	169,425千円	△9,610千円	159,815千円

平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度大和高田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	1,303,996千円	1,629千円	1,305,625千円
第1項 営業費用	1,026,096千円	1,629千円	1,027,722千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	60,510千円	1,629千円	62,139千円

平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,402,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		7,155,865	28,950	7,184,815
	1. 地方交付税	7,155,865	28,950	7,184,815
補正されなかった科目に係る額		17,217,185	0	17,217,185
歳入合計		24,373,050	28,950	24,402,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		237,049	891	237,940
	1. 議会費	237,049	891	237,940
2. 総務費		2,369,694	7,906	2,377,600
	1. 総務管理費	1,867,699	5,678	1,873,377
	2. 徴税費	286,043	1,224	287,267
	3. 戸籍住民基本台帳費	126,503	614	127,117
	4. 選挙費	50,730	140	50,870
	5. 統計調査費	12,497	5	12,502
	6. 監査委員費	26,222	245	26,467
3. 民生費		11,064,300	7,911	11,072,211
	1. 社会福祉費	5,056,311	2,763	5,059,074
	2. 児童福祉費	3,011,326	4,281	3,015,607
	3. 生活保護費	2,996,359	867	2,997,226
4. 衛生費		2,872,834	3,276	2,876,110
	1. 保健衛生費	1,031,846	645	1,032,491
	2. 清掃費	1,840,988	2,631	1,843,619
6. 農林水産業費		128,640	195	128,835
	1. 農業費	128,640	195	128,835
7. 商工費		106,541	357	106,898
	1. 商工費	106,541	357	106,898
8. 土木費		1,748,973	1,623	1,750,596
	1. 土木管理費	127,789	554	128,343
	2. 道路橋りょう費	168,334	51	168,385
	4. 都市計画費	1,152,801	612	1,153,413
	5. 住宅費	175,948	406	176,354
10. 教育費		2,471,224	6,791	2,478,015

	1. 教育総務費	426,701	1,570	428,271
	2. 小学校費	271,540	160	271,700
	4. 高等学校費	415,382	2,319	417,701
	5. 幼稚園費	196,701	870	197,571
	6. 社会教育費	431,364	950	432,314
	7. 保健体育費	522,512	922	523,434
	補正されなかった科目に係る額	3,373,795	0	3,373,795
	歳 出 合 計	24,373,050	28,950	24,402,000

平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,747,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		632,657	360	633,017
	1. 一般会計繰入金	632,656	360	633,016
	補正されなかった科目に係る額	9,114,042	0	9,114,042
	歳 入 合 計	9,746,699	360	9,747,059

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		110,669	360	111,029
	1. 総務管理費	90,579	360	90,939
	補正されなかった科目に係る額	9,636,030	0	9,636,030
	歳 出 合 計	9,746,699	360	9,747,059

平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		111,850	271	112,121

	1. 外来収入	107,150	271	107,421
補正されなかった科目に係る額		24,250	0	24,250
歳入合計		136,100	271	136,371

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		68,502	271	68,773
	1. 施設管理費	68,263	271	68,534
補正されなかった科目に係る額		67,598	0	67,598
歳出合計		136,100	271	136,371

平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,545,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		965,308	786	966,094
	1. 一般会計繰入金	932,891	786	933,677
補正されなかった科目に係る額		5,579,145	0	5,579,145
歳入合計		6,544,453	786	6,545,239

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		128,169	412	128,581
	1. 総務管理費	77,654	412	78,066
3. 地域支援事業費		351,451	374	351,825
	2. 包括的支援事業・任意事業費	126,200	374	126,574
補正されなかった科目に係る額		6,064,833	0	6,064,833
歳出合計		6,544,453	786	6,545,239

平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		240,397	205	240,602
	1. 一般会計繰入金	240,397	205	240,602
補正されなかった科目に係る額		522,765	0	522,765
歳入合計		763,162	205	763,367

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		34,843	205	35,048
	1. 総務管理費	33,555	205	33,760
補正されなかった科目に係る額		728,319	0	728,319
歳出合計		763,162	205	763,367

平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成29年度大和高田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	1,305,625千円	60千円	1,305,685千円
第1項 営業費用	1,027,722千円	60千円	1,027,782千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「207,108千円」を「207,271千円」に、当年度利益剰余金予定処分額「26,434千円」を「26,597千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,382,054千円	163千円	2,382,217千円
第1項 建設改良費	1,276,855千円	163千円	1,277,018千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	62,139千円	223千円	62,362千円

平成29年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市病院事業会計(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出	(科目)	(概決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用	7,427,099千円	24,133千円	7,451,232千円
	第1項 医業費用	7,153,278千円	23,400千円	7,176,678千円
	第2項 医業外費用	245,219千円	733千円	245,952千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(概決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

1. 職員給与費 4,163,990千円 24,133千円 4,188,123千円

告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年12月12日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年12月12日

大和高田市長 吉田誠克

1 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		111,029	199	111,228
	1. 総務管理費	90,939	199	91,138
11. 予備費		500	△199	301
	1. 予備費	500	△199	301
補正されなかった科目に係る額		9,635,530	0	9,635,530
歳出合計		9,747,059	0	9,747,059

告示第145号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年12月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年3月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年9月1日から平成29年9月30日までの間

告示第146号

平成29年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方

税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日

平成29年7月7日 (番号1~34)

2. この公示送達により変更する納期限

変更前	平成29年7月31日	平成29年8月31日	平成29年10月2日
変更後	平成30年2月28日	平成30年2月28日	平成30年2月28日

変更前	平成29年10月31日	平成29年11月30日	平成29年12月25日
変更後	平成30年2月28日	平成30年2月28日	平成30年2月28日

変更前	平成29年10月31日	平成29年11月30日	平成29年12月25日
変更後	平成30年2月28日	平成30年2月28日	平成30年2月28日

3. 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第147号

平成29年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知書の発送年月日

平成29年7月7日

2. 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第148号

平成29年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知の発送年月日

平成29年5月29日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第149号

平成29年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度軽自動車税全期 平成29年6月27日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第150号

平成29年度市県民税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度市県民税第3期 平成29年11月30日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第151号

平成28年度国民健康保険税第6期及び第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年度国民健康保険税第6期 平成29年1月26日

平成28年度国民健康保険税第8期 平成29年3月28日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第152号

平成29年度国民健康保険税第1期、第2期、第3期及び第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第1期 平成29年8月28日

平成29年度国民健康保険税第2期 平成29年9月28日

平成29年度国民健康保険税第3期 平成29年10月30日

平成29年度国民健康保険税第4期 平成29年11月29日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第153号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職権消除日 平成29年12月28日

2. 職権消除される者 省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

告示第154号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職権消除日 平成29年12月28日

2. 職権消除される者 省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

告示第155号

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)の経営の健全化を通じて市の財政の健全性の維持を図るため、公社が行う金融機関等からの借入れに係る利子相当額を利子補給することについて、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び交付額)

第2条 この告示による補助金の対象は、市の依頼に基づき公社が先行取得した土地等に係る借入金の利子とし、補助金の額は、市長が予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第3条 公社理事長(以下「理事長」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、理事長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた理事長は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の実績報告)

第6条 補助金の実績報告は、決算書の提出により行うものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 名 称
代表者 印

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象年度 年度

2 交付申請額 金 円

様式第2号(第4条関係)

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった利子補給補助金について、大和高田市土地開発公社に
対する利子補給補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象年度 年度

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付の条件等

様式第3号(第5条関係)

補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大和高田市長 殿

請求者 名 称 代表者 印

交付請求額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金として請求します。

公 告

公告第90号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年12月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

公告第91号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 件 名	平成29年度大和高田市公共施設（高圧）電力需給 以下9案件 ① 大和高田市役所 ② 大和高田市立小学校（8校）、大和高田市立中学校（3校） ③ 大和高田市立高田商業高等学校 ④ 大和高田市立総合体育館（大和高田市立武道館を含む。）、奈良県大和高田第二健民運動場 ⑤ 大和高田市保健センター ⑥ 大和高田市中央公民館 ⑦ 大和高田市文化会館 ⑧ 大和高田市営斎場 ⑨ 大和高田市市民交流センター
2 需給期間	平成30年3月1日から平成32年2月29日まで

3 需給場所	大和高田市役所、大和高田市立小学校(8校)、大和高田市立中学校(3校)、大和高田市立高田商業高等学校、大和高田市立総合体育館、奈良県大和高田第二健民運動場、大和高田市保健センター、大和高田市中央公民館、大和高田市文化会館、大和高田市営斎場、市民交流センター
4 需給内容	各仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) ② 安定供給確約書(様式2) ③ 電力供給実績一覧表(様式3)及びこれを証する書面(契約書等)の写し ④ 暴力団排除に関する誓約書(様式4) ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し ⑥ 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの) ⑦ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) <p>複数案件に参加する場合、上記①及び②は入札案件ごとに作成し、その他(③～⑦)については、参加する入札案件の最も若い番号の申請書類に原本を1部添付すること。</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年1月5日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日（水）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月12日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月17日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 平成30年1月18日（木）午前10時から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第92号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	池田地内雨水貯留施設整備工事
2 工事場所	大和高田市 池田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月31日（土）まで（次年度繰越予定）
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ</p>

	<p>と。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月21日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月22日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月26日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月12日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月15日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月19日（金）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p>

	(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥71,260,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第93号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	池田地内雨水排水施設整備工事
2 工事場所	大和高田市 池田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月31日(土)まで(次年度繰越予定)
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の機械器具設置工事に登録している者であること。 (2) 平成19年4月1日以降に、元請けでマンホールポンプ設置工事の施工実績を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成19年4月1日以降に元請け施工したマンホールポンプ設置工事の契約書及び仕様書等（工事内容の確認できるもの）の写し。（複数件ある場合は1件分の提出をお願いします。）</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年1月9日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月19日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月22日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成30年1月25日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月26日(金) 午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥11,950,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第94号

下記1の公告した入札業務について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成29年12月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 対象業務

公告日 平成29年12月14日

公告番号 公告第91号

業務名 平成29年度大和高田市公共施設（高圧）電力需給

2 訂正内容

6 競争入札参加資格確認の申請の項中（2）を次のように改める。

（2）必要書類は、次のとおりとします。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 安定供給確約書（様式2）
- ③ 電力供給実績一覧表（様式3）及びこれを証する書面（契約書等）の写し
- ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

上記⑥、⑦は、平成29年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。

複数案件に参加する場合、上記①及び②は入札案件ごとに作成し、その他（③～⑦）については、参加する入札案件の最も若い番号の申請書類に1部添付すること。

公告第95号

入札公告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 件名	大和高田市立病院院内滅菌業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>（1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>（3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（4）大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>（5）国内の病床数300床以上の病院で滅菌業務の元請け受託実績（平成19年4月1日～平成29年12月1日の間で2年以上継続し履行した業務実績）を有する者</p> <p>※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院（独立行</p>

	<p>政法人等の病院)とする。</p> <p>(6) 自社社員で受託業務の責任者(以下「統括責任者」という。)を専任で配置することができる者。ただし、統括責任者は、過去10年以内に医療法の規定にもとづく300床以上の病院で滅菌業務に3年以上の実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>(7) 次に掲げる有資格者を配置することができる者</p> <p>①第二種滅菌技師 ②特定化学物質等作業主任者</p> <p>③第一種圧力容器取扱作業主任者</p> <p>※(6)は(7)を兼任することができます。</p> <p>(8) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(4)に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>イ) 5(5)については別紙(様式1)の業務実績調査書と当該業務契約書の写し</p> <p>ウ) 5(6)については別紙(様式2)の業務責任者の経歴書及びその業務責任者が自社社員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し)</p> <p>エ) 5(7)については①から③までの有資格配置予定者の資格証の写し</p> <p>オ) 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>カ) 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>上記オ)、カ)は、平成29年度大和高田市競争入札参加資格者名簿又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿に登録されている者に</p> <p>ついては、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間</p> <p>平成29年12月20日(水)から平成30年1月16日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所</p> <p>大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うもの</p>

確認通知	<p>とし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年1月17日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年12月20日(水)から平成30年1月16日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成29年12月20日(水)から平成30年1月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市立病院 総務課 FAX 0745-53-2908</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、FAXによるものとし、平成30年1月24日(水)午後5時までとします。また回答は原則質問者にのみとします。</p>
10 入札執行の場所及び日時	<p>入札書の入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月29日(月)午後1時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市立病院放射線治療棟 大会議室</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限価格	設定しません。
17 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。
18 その他	(1) 個人による申請は受け付けません。 (2) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (3) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 (5) 入札者が2者に満たない場合は、入札を中止します。

公告第96号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	六反田池公園深井戸取水設備撤去工事
2 工事場所	大和高田市 日之出東本町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事又は建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月21日（木）から平成29年12月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月28日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月21日（木）から平成30年1月5日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成30年1月11日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年1月14日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年1月15日(月)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,840,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第97号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	松塚地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 松塚 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月21日(木)から平成29年12月27日(水)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月21日(木)から平成30年1月5日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月11日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月14日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成30年1月15日（月）午前9時20分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥2,770,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第98号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	有井他地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 有井 他 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。

	<p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月21日（木）から平成29年12月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月28日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書</p>

	を送付します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月21日（木）から平成30年1月5日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月11日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月14日（日）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月15日（月）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,410,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第99号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	田井新町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 田井新町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月23日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者

	でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。） (4) 受付期間 平成29年12月21日（木）から平成29年12月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成29年12月28日（木） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成29年12月21日（木）から平成30年1月5日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）

	<p>(1) 受付期限 平成30年1月10日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月11日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月14日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月15日(月)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,170,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

- (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第100号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩中学校受水槽ポンプ改修工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内（片塩中学校）
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）

	<p>(4) 受付期間 平成29年12月21日(木)から平成29年12月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年12月21日(木)から平成29年12月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月11日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月14日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年1月15日(月) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,990,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第101号

大和高田市ふるさと納税推進業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成29年12月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務概要

株式会社トラストバンクが提供するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」及びシステム管理等に関する業務、返礼品の提案発送管理に関する業務及びその他の業務

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成31年3月31日

(4) 提案上限額

4,520,000円（税込）

※この金額は、大和高田市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）における見積比較においてのみ使用するものであり、市の契約時の予定価格を示すものではない。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」の第3 参加資格要件を全て満たす者であること。

3 参加表明書・企画提案書提出期限

平成30年1月5日（金）午前8時30分～1月12日（金）午後5時15分まで

4 その他

募集要領等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部 企画広報課
TEL 0745-22-1101

公告第102号

下記1の公告した入札業務について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成29年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 対象業務

公告日 平成29年12月14日

公告番号 公告第91号

業務名 平成29年度大和高田市公共施設（高圧）電力需給

2 訂正内容

- 1 件の項中「⑨大和高田市市民交流センター」を削る。
- 3 需給場所の項中「、市民交流センター」を削る。

公告第103号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成29年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

平成29年12月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職種および試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種および試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職 身体障がい者対象 ※1	2人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業又は平成30年3月卒業見込みの人
情報処理（大学）	1人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業又は平成30年3月卒業見込みの人で、経済産業省が認定する情報処理技術者試験における下記のうちいずれかの試験に合格した人 <ul style="list-style-type: none"> ・高度試験（過去制度の高度試験を含む） ・応用情報技術者試験（ソフトウェア開発技術者試験、第一種情報処理技術者試験を含む） ・基本情報技術者（第二種情報処理技術者試験を含む）

建築技術職	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学又は高等学校の建築専門課程を卒業又は平成30年3月卒業見込みの人
土木技術職	4人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校の土木専門課程（農業土木を含む）を卒業又は平成30年3月卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭 ※2	7人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成30年3月末日までに両方取得見込みの人
看護師 ※3	1人	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人又は平成30年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人

◎「大学」には、専修学校の専門課程を卒業又は卒業見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は平成30年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

◎「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業又は卒業見込みの人で、専門士の称号を取得又は平成30年3月31日までに取得見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

◎高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※1 「一般事務職 身体障がい者対象」の受験資格については、上記の受験資格を有するとともに、次の全ての要件を満たす人となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級の人
- ② 自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ③ 通常の勤務時間（原則として、週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人
- ④ 活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる人

※2 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

※3 看護師は、採用後、市立の保育所及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成30年1月28日（日） 午前9時から	平成30年2月中旬予定
場所	大和高田市役所	大和高田市役所

試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 <ul style="list-style-type: none"> ①一般教養試験 ②職場適応性検査 ・建築技術職、土木技術職、保育士・幼稚園教諭 <ul style="list-style-type: none"> ③専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 <ul style="list-style-type: none"> ①小論文 ②個別面接 ・保育士・幼稚園教諭 <ul style="list-style-type: none"> ③実技試験
合格発表	平成30年2月上旬予定 (可否にかかわらず本人に通知します)	

※ 第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※ 可否については、大和高田市のホームページでも確認できます。

※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

※ 試験当日、災害等により試験開始時間が変更または試験が延期される場合は、ホームページにおいてお知らせします。

※ 試験会場は、

大和高田市役所

大和高田市大中100番地1 TEL 0745-22-1101 です。

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課(市役所3階)で交付します。(市ホームページからダウンロードできます)

2 受付期間および受付場所

受付期間：平成30年1月5日(金)から平成30年1月12日(金)まで
(土日及び祝日は除く)

午前9時～午後5時(郵送の場合、1月12日(金)当日消印有効)

受付場所：大和高田市役所3階人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

※持参の場合は、代理可

郵送の場合は、下記の宛て先まで必ず「簡易書留」で送付して下さい。

送付先：〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類(①から③は全職種とも必要となります。)

① 職員採用試験申込書

② 写真2枚(3か月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm×横3cm)で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参又は同封)

③ 返信用封筒(長形3号：23.5cm×12.0cm)に82円切手を貼付し、住所宛名を書いたもの

※第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

① 最終学校卒業(見込)証明書

② 資格証明書・免許証の写し又は取得見込証明書(写し不可)

情報処理、保育士・幼稚園教諭、看護師の受験者は必要となります。

③ 身体障害者手帳の写し

※一般事務職(身体障がい者対象)の受験者は必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所3階人事課まできてください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

①採用予定者 平成30年4月1日付けで採用します。

②採用候補者 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成30年3月末日までに卒業できなかった場合並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。

(4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- 平成29年4月1日現在の初任給月額は、大卒178,200円、短大卒158,800円、高校卒146,100円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。

- 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いません。受験手続には十分注意してください。
- 受験資格がないこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線214・213

市ホームページ (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>) でも、採用情報を掲載しています。

教育委員会**教育委員会告示第18号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成29年12月8日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市立図書館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市西町1番45号
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
株式会社図書館流通センター
代表取締役 石井 昭
 - (2) 団体の所在地
東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (1) 管理の基準
法令、大和高田市及び大和高田市教育委員会の例規及び大和高田市立図書館指定管理者業務要求水準書に定める基準
 - (2) 業務の範囲
 - ア 大和高田市立図書館設置条例第3条各号に規定する業務
 - イ 図書館の利用及びその制限に関する業務
 - ウ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - エ 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年12月13日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成29年12月19日(火)午後1時00分～ |
| 場 所 | 市役所 4階 委員会室 |
| 議 案 | 第1号 第41回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について
第2号 後援願について
第3号 その他 |

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第33号**

平成29年12月1日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、

6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

3分の1の数	19,061人
6分の1の数	9,531人
50分の1の数	1,144人

選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

平成29年12月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

別紙省略(市役所前掲示板に掲示済み)

農業委員会

農業委員会告示第13号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年12月26日

大和高田市農業委員会

会長 今村 平治郎

日時 平成30年1月10日(水)午後3時

場所 市役所 3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

第6号 その他

公営企業

企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月20日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程(昭和42年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、及び等級」を「及び等級」に、「第4条」を「第3条、第4条」に改め、「並びに職務の級別の分類の内容を定める規則（昭和40年規則第3号）」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

上下水道事業告示第1号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年1月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 トールカンパニー	森田 亨	奈良県香芝市西真美 1-4-6 IKK0ビル 302号
永尙設備サービス 株式会社	南 和彦	奈良県大和高田市市場 792-16
株式会社 安達設備	安達 伸一	奈良県奈良市敷島町 1丁目 1070-26

上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年1月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 光成建設	荒木 光成	奈良県奈良市法華寺町 1065

上下水道事業公告第45号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月14日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事（9）・給配水管移設工事（G09）
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月31日（土）まで（次年度繰越予定）
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 （2）大和高田市格付け等級がB級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（契約締結時点に

	<p>において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月21日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月22日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月15日（金）から平成29年12月26日（火）</p>

	<p>まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月12日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月15日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月18日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月19日(金)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限基準比較価格	¥29,680,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第46号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年12月20日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事(71)・給配水管移設工事(G71)
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す

	<p>る者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年12月21日（木）から平成29年12月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月28日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年12月21日（木）から平成30年1月5日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>

9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月10日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年1月11日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年1月14日（日）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年1月15日（月）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥4,760,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>

19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--